

報告者注記

次ページ以降の「会議録」は、第3回検討会(2007年2月22日)の会議録の「差し替え版」です。

この差し替え版は、第5回検討会で配布され、座長から、専門員の協議に基づいて改訂されたものだとの説明があったものです。

*旧版の会議録は、第4回検討会配付資料に含まれています。

住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員合議

- 1 日時 平成19年2月22日(木) 10時～11時45分
- 2 場所 本館3階 委員会室
- 3 出席者 藤沢市長
専門員： 江澤義典、園田寿、黒田充、秋田仁志
市民部： 埋橋部長、谷口総務次長、高橋窓口課長、射場担当主査、
村田担当主査、齊藤主査
総務部： 能勢総務次長、笹川情報政策課長
市長公室： 西尾法制課長、合志法制課長補佐

4 議題

(1) 資料説明等

- ・ 江澤座長が、前回以降の動きを説明。
 - 1) 2月7日：次期住民記録システム業者とヒアリング
 - 2) 2月20日：東京都国立市の視察
- ・ 事務局より配布資料を説明。

(○：専門員、●：事務局)

1. 事業者へのヒアリングの報告

○判決を履行するにはCS迄含めた作業が必要であるがRKKのヒアリングで、CS迄が市の管轄と確認できた。

○全国的にCSの一斉入れ替えと聞いているが箕面市も行うのか？

CSは、箕面市がリース契約しているのか？

●リース料を払っているのは市だが、仕様、中味、スペック、使用期間等は全て国の指示に従っている。今回、既存システムと併せ入れ替えるが、CSと既存住基システムは切り離して考えて頂きたい。よって、ハードは市の管轄だがデータは？といわれると判断がつかない。

○市以外はCSの更新はできないことから、市のデータではないのか？

●住民基本台帳法に従って管理しているが、入り込めない領域だ。

○CSのソフトの管理は制作者側、データの管轄は使用者側と思うが、どうか？

●市の権限でゲートウェイサーバを設けて、データ送信の管理はしている。

○市の管轄で管理できないのは、住基ネットの設計段階で問題があったと思う。

2. 削除方法の検討

(資料4ページについて、座長が私見として説明)

○既存住基の住民票コードのみの削除は、CS及びGWの住民票コードを削除しないことになるので判決の趣旨に合わないと思うが、どうか？

●判決では、『データマッチングや名寄せの危険による権利侵害の状況の排除は住民票コードの削除により最も実効性があり、住基法上予定されていないが住基法8条により住民票コードを削除し同法30条の5に従って府に通知すると、府は保有するデータから住民票コードを削除すべきものと解される』とある。

よって、市は住民基本台帳にある住民票コードを削除することを忠実に行いたい。

また、法30条の5に従いコード削除後のデータを回線によって更新されるよう行いたいを受け取って貰えないだろうから、文書で通知し更新を依頼すれば足りると考えている。

○既存住基だけを削除しCSを触らない考え方では、CSではデータが生き続けることになり判決を履行していないのではないか？

●府がどうするかは我々の範疇ではなく、コードが無ければ回線で送れないのでデータはそのまま凍結された状態になると思う。削除方法のうち職権削除は、実態に合わない「削除」を行うことになり問題だ。今後異動状況が発生したら文書で更新依頼するが、府も実態に合わせて変えざるを得ないのではないかと考える。

○「CSをも含めて市のシステム」ならば、CSのコードまで削除しないと判決主文を履行したことになるのではないか？

●法では、住民票を世帯単位で調製したものが住民基本台帳と定義されており、本籍・続柄・転入前住所等が記載されている。しかし、CSにあるのは住民票の一部である4情報だけで本籍等の記載は載っていない。住民基本台帳とは、既存の住民基本台帳システムにあるのが住民基本台帳であり、判決に従って、3又は4の方法をもって履行したいと考えている。

○「電気通信回線を通じた送信または磁気ディスクの送付方法並びに磁気ディスクの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」では、本人確認情報をCSに記録し電気通信回線を通じて送信を行うことが市町村長の仕事とされている。住民票コードを削除した本人確認情報をCSに記録するのは市の仕事であり、府は通知を受けたらCSに記録することになる。CSの記録をできる限り正確にすることは市町村長の仕事であり、CSから住民票コードを削除することは市の義務である。市のCSから削除した後、国・府のデータも市の責任で削除した事実を記載しないと、国の技術的基準と合わなくなる。

●CSサーバは市のものでありデータも市のものだが、CSを動かすソフトは全国共通のパッケージソフトであり、コードだけを削除する機能は無いはずだ。

○システム上に使いたい手法がない場合は勝手に改造、とはいかない。

CSに本人確認情報を正確に記録しようとしても限界性があるので、できる限り近づける様にすればよく、できない分については府と相談して文書で市の意図が貫かれるように国・府のシステムを改造してもらい、できないのならその間補完的な方法として文書を使って通知するのも有りだ。

●CSのソフトウェアのカスタマイズは、現実には無理と言うことか？

○無理だ、やると法に触れる。CSに備わっている機能の、どれを使うかだ。

職権削除の手法を使い、できる範囲で住民票コードを使えなくし、後のデータの変更は文書で行うなり補完的に行うのがよいので4の手法が最も現実的だと思う。

判決に基づいて改製原住民票を除票とし、以前コードがあった事実は5年間残せばよい。行政が記録を残すのは義務であり、以前に住民票コードがあったことは残さなければならない。また、RKKとのヒアリングで、システムの改造は可能と判断している。改製では、住民票を新たに作り直すことになるが住民票コードが削除された新しい住民票は送れないので文書で職権削除を通知し、どうすれば新しい住民票が送れるのかについても文書で補完するしかない。住基法30条の7に府の義務

的事項が書かれており、31条の4項により助言を求めればよいし、住民票コードの無い住民票を送りたい旨を文書で通知したら事足りる。後は、本人が異動した場合は文書で通知する事になるので、3ページの4の全体評価で×の部分は国・府も除票にしてもらえばよいことだ。

- 4の改製は、1の職権削除・職権記載とは意味が違う。

改製は、記載欄が一杯になった住民票を作り替えることであり、既存住基は行えるが住基ネット上では国・府のデータは電気通信回線で一体的に動いてしまう。

既存住基は除票が残るが、住基ネット上では職権削除をもって除票を残す方法が提案されたが、それでは一時的であっても住民ではなくなり、実態と合わない処理になるので問題ではないか。

- 職権削除と職権記載を一体のものとして府に送れば問題はない。法の手法どおり改正前を削除して新しい住民票を作成し、送信したいが、新しい住民票はコードが無く電子的に送れないので文書で通知する。職権削除だけすれば当該本人が存在しなくなるので問題だが、新しい住民票を文書で送り府には併せて何らかの手だてを助言してほしい旨を文書で相談すればよい。

- 住民票の除票とは記録を全部抹消すること、また、住民票の記載とは新たな住民記録を作成することと考えている。

- 改製前情報は、除票として置いているのではないか。

- 電磁的ではあるが、削除扱いとして5年間保存している。

- CSに住民票コードを消す機能はなく、元々機能に備わっていないことをするのだから、既存住基の機能にある手だてを使って削除扱いとして近づけるしかない。

住基ネットの改造については、国・府に助言を求めるしかなく、それまではできることを可能な限り利用してやればよい。

- 前提の職権削除は判決を履行するための方便と理解するが、CSデータが実態と異なる形で削除されコードのない本人情報は文書で通知されるが、CS内のデータを消すことに府の理解が得られるか心配だ。

- 府は、電磁的か文書の違いはあっても通知を受けたことに違いはないので、正しい状態にしなければならないし、それは府の問題であり市にはなんら関係ない。

- 同じ理屈として、3か4の考え方によって文書で通知を送ろうと考えている。
- 住基ネット上のデータマッチングを防ぐのが判決の趣旨であり、CS上の住民票コードを使えなくしなければならないが、コードがCS上にそのまま残っていれば判決に従っていないことになる。改製を前提とした職権消除によってデータマッチングが防げることから、CS上のコードを消すことは箕面市の責任だ。
- 判決の主文と判決文87ページを履行するため、住民基本台帳法で述べる最も現実的な方法で対処した上で判決を履行し、文書でもって府に通知する。
考えられる方法の内、3ないし4が最も相応しい処理ではないかと考えている。
- CSのデータがそのまま存在することになるがCSの情報を府は修正できない。
CSのデータを正確にする義務は市にしかなく、府はデータを触れない。
- 市は、住民票コードのないデータをCSに書き込むことはできない。
- しかし、市はCSでのデータマッチングを防がねばならず、単に市の住民基本台帳から住民票コードを消しただけでは判決を履行したことにはならない。職権消除すれば国・府のデータも削除できデータマッチングの危険性は無くなるので、府には文書で新しいデータを作成してもらうようお願いすればよい。
- 判決はまず、「住民基本台帳の住民票コードを削除せよ。通知は電気で通信せよ。府は通知に従い住民票コードを削除するだろう。」なので、それを前提に、その方向で事務を進めたい。主旨は、データマッチングの危険性を防ぐことにあると理解しているし、市に対して言われているのはそこまでと理解している。
- 国・府レベルでも判決の趣旨が実現できるかどうかは市の範疇ではないということか？それは、我々の理解と違う。法に従うなら、府に電気通信を利用しないといけない。検討専門員の意見も市の意見も文書で通知するということなので、どちらも判決を忠実に履行することにはならないが、現実的に電氣的通信はできない。
CSにデータが残ることは判決を履行したことにはならないと思うが、どうか？
- 実務的に考えると、データマッチングの危険性は国・府の問題であって国・府で対応してもらえない。市は、判決に従って住民票コードを削除するということだ。

- 住民票コードをどう扱うかについては横浜市でも問題になった。
横浜市について調査した内容を説明願いたい。

(事務局が、電話で聞き取りをした分を資料に基づき説明)

- 市が、直接 LASDEC と相談をする方法はあるのか？

- トラブル時にコールセンターに問い合わせすることはあるが、それ以外で直接連絡を取り合ったことはない。

- 本来、府は箕面市の情報が正確に記録されるよう指導・助言するべきなのに、業務を LASDEC に委託しているのでコールセンターが対応するのは判る。箕面市と LASDEC には直接関係は無く、あくまでも府の代理機関となっている。住民基本台帳法には、府と LASDEC の関係は明記してあるが、市町村と LASDEC の関係は明記されていないので、箕面市も LASDEC と直接話ができないのであれば大阪府と調整すればよい。府で判断できなければ国と相談されるであろうから、府の回答がどうであれ、市としては法律的には問題は無いと考える。

- 4者協議ができるとの文書がないことから、法的に4者協議は有り得ないと判断する。何をどの様な手法で行ったかは判らないが、職権削除データを送ったのは間違いはないか？

- 多分、そうだろうと推測する。

3. 国立市への視察報告

- 国立市へ視察に行った件について詳細は改めて報告するが、概略は次のとおりだ。

(座長が、レジュメにある概略を説明)

- これから判決に従って切断しようとする箕面市と全市民の送信を切断した国立市とで状況は違うが、良い情報があった。

- 次回は3月7日(水)午前10時からとする。

以上